

一般社団法人 関東連合産科婦人科学会 転載使用に関する規程

(申請)

第 1 条 一般社団法人関東連合産科婦人科学会が作成・編集した刊行物に掲載された図表の転載を希望する者（以下「申請者」と略す。）は、すべて一般社団法人関東連合産科婦人科学会に転載を申請しなければならない。但し、出版社が別にある場合には当該会社に申請する。

(許可)

第 2 条 前条の申請があった場合、該当委員会の決議を経て、代表がこれを許可する。

2. 前項により許可した場合には、代表は理事会に報告するものとする。

(料金)

第 3 条 学術、教育などの目的のうち公益目的その他非営利目的による転載の場合は、無料とする。

2. 特定の企業の営利活動やその他の営利を目的とする転載の場合は、所定の転載料を支払うものとする。

3. 前項の場合、転載料は、原則として図表 1 点につき 10 円（税別）とし、これに発行部数を乗じて算出するものとする。また、プレゼンテーションおよび Web 上での掲載における転載料は、一律 200,000 円とする。

(転載条件)

第 4 条 申請者は、転載先著作物の引用文献欄に、転載元刊行物名、頁数、発行年を明記した上で、図表説明文に刊行物名、発行年を記載するものとする。ただし、引用文献欄がない場合は、図表説明文に刊行物名、頁数、発行年を記載するものとする。

2. 申請者が、転載許可対象の図表を一部改変して掲載しようとする場合は、事前に該当委員会に内容を明示して、申請しなければならない。理事長がこれを許可した場合は、改変した内容についての記載を図表の説明文に加えるものとする。

(変更)

第 5 条 この規程は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

附則 この規程は、平成 28 年 6 月 18 日から施行する。